

(参考資料1)

## 海津市公私連携法人募集要項（案）

### 1 法人の要件

市内(又は県内)に事務所を置く社会福祉法人で現に保育所等を運営している者

### 2 法人の組織

#### (1) 社会福祉法人

ア 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日児発第908号)の社会福祉法人審査基準に定める要件を満たすこと。

イ 理事長は、社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。

ウ 役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

### 3 法人の資産

(1) 基本財産として1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、有価証券又は移管を受ける建物等を除く不動産)を有していること。

(2) 運用財産として当該保育所の年間運営費の12分の1以上の現金又は預金を有していること。

### 4 法令の遵守

公私連携型保育所又は公私連携保育所型認定こども園(以下「公私連携型保育所等」という。)の運営にあたっては、本市の条例や国の関係法令、通知等を遵守すること。

なお、必ず公私連携型保育所等に移行すること。

※設置・運営主体は民間法人となり、市町村は当該法人と連携し、土地や建物等の設置の支援を行いつつ、運営にも関与する形態。当該法人は、県知事等の認可に代わり、市を經由した上で県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所又は公私連携保育所型認定こども園を設置することができる。(市の法人指定及び市との協定の締結を要する。)

### 5 募集を行う保育所

海津市立今尾認定こども園

秋桜こども園(公私連携保育所型認定こども園 令和5年3月31日協定期間満了)

### 6 事業を行う場所

海津市平田町仏師川483番地

### 7 改修する施設

生涯学習センター

事業の開始年月日

- (1) 令和5年4月1日から
- (2) 当初の協定期間は10年とする。その後の更新については、協議し決定する。

## 7 利用児童

現在の在園児童について、保護者が引き続き利用を希望する場合は、公私連携型保育所等へ移行後も利用を引き継ぐこと。

## 8 財産の取り扱い等

### (1) 建物及び土地、備品

市が管理する建物及び土地、保育所が管理する備品については、無償譲渡又は貸与を前提とする。

※行政財産である建物等の無償譲渡及び貸与については、海津市議会に付する事項のため、募集段階においては決定していない。

公私連携型保育所等の開設にあたり、令和4年度中に施設整備、備品の備え付け、備品の廃棄等が必要となる場合は、別途協議する。

### (2) 消耗品等

消耗品は、公私連携保育法人が用意する。

公私連携型保育所等移行後は、民設民営の施設となるため、施設型給付費（公定価格）が支給されることから施設の維持・修繕・工事等についても公私連携保育法人の費用で行うこと。

## 9 保育事業等

(1) 海津市の子ども・子育て支援行政を理解し、市民の就学前教育・保育ニーズに応じて、次の地域子育て支援事業等の積極的な実施を図ること。

ア：早朝保育（午前7時00分から）・延長保育（午後7時まで）

イ：土曜日の全日保育

ウ：一時預かり事業

（「公私連携保育所型認定こども園」とする場合は、一般型及び幼稚園型）

エ：地域の未就園児及び保護者に対する施設開放など地域の子育て支援に係る事業

オ：自園調理による給食の提供

カ：通園バスの運行

(2) 第三者評価を積極的に受審し、受審した場合はその結果を公表すること。

(3) 職員の配置は、次によること。

ア：当該保育所の施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職として3年以上の勤務実績を有すること。

イ：保育士の構成は、年齢のバランスに配慮するとともに、保育士実務経験3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること。

## 1 0 施設の名称

公私連携型保育所等の名称には、移行前の保育所の地域名（今尾）を一部に入れること。

例：「今尾こども園」

## 1 1 募集等

- (1) 募集期間 令和 年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで  
※「海津市公私連携保育法人指定申請書」及び添付書類一式を海津市教育委員会こども課(電話53-1526)まで提出すること。  
※土・日を除く平日 午前9時～午後5時  
※本要項に質問がある場合は、別紙「質問票」により 月 日（ ）までに、こども課へ提出すること。ホームページ上で回答します。
- (2) 施設見学（特段の期間の定め無し）  
こども課に連絡を入れ、日程を協議の上、施設・設備等を見学してください。必要に応じ、こども課職員が立ち会います。
- (3) 公私連携保育法人の審査等
  - ①書類審査  
こども課において、応募条件の適否等について書類審査を行う。書類審査により要件を具備していない場合は、プレゼン審査に付さないこととし、その旨を当該法人に対し通知する。
  - ②プレゼン審査  
審査の方法：プレゼンテーションに基づき実施する。  
※パワーポイントを使用して、液晶プロジェクター、スクリーン等が必要となる場合には、事前にこども課と打ち合わせる事。  
  
審査の時期： 月 旬に実施する。（応募法人に後日連絡）  
審査機関：海津市公私連携型保育所等選定・評価選定委員会にて審査する。  
※説明時間は20分程度を想定しているが、正式な説明時間等は後日、文書により通知する。説明者は2人以内を予定。  
  
審査結果：審査結果は、文書により通知する。  
※審査及び選考結果等に関する異議には応じません。
  - ③その他  
・「海津市公私連携型保育所等選定基準」の評価項目の説明を行うこと。  
(説明の最後に質疑応答の時間を設ける。)  
・審査の結果、連携法人候補者としての該当する法人が無い場合は、「該当無し」とすることがある。

## 1 2 公私連携保育法人の指定

### (1) 公私連携保育法人予定者

前記1 1 (3) ②プレゼン審査で第1順位と選定された法人については、細目について市と協議し、協議成立後、仮協定を締結し、公私連携保育法人予定者となる。

協議が成立しない場合や辞退があった場合は、第2順位のものとの協議を行う。

#### <協定締結事項>

- ①協定の目的となる公私連携型保育所等の名称及び所在地
- ②公私連携型保育所等における教育・保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④協定の有効期間
- ⑤協定に違反した場合の措置
- ⑥その他公私連携型保育所等の設置及び運営に関し必要な事項

#### (2) 公私連携保育法人の指定（令和 年 月以降予定）

公私連携保育法人は、施設等の無償譲渡又は貸与、その他必要な条例改正などの議会付議事項の議決後、正式な協定を締結し、その後に公私連携保育法人として指定する。

公私連携保育法人は、令和5年4月の公私連携型保育所等運営開始までに、定款の変更、各種必要な県への届出などを適正に処理すること。

### 1.3 協定の有効期間、協定の特約事項

#### (1) 協定の有効期間

当初の協定期間は10年とする。

その後の有効期間については、協議の上決定する。

（運営上の問題がない限り、引き続き継続していくことを想定）

#### (2) 協定に違反した場合の措置（是正勧告にも従わない場合）

次の場合には、協定を解除する。

ア：保育所以外の用途に供したとき

イ：市の承諾を得ずに形状・形質を変更したとき

ウ：建物を転貸したとき

エ：市の承諾を得ずに、建築物の増改築の実施又は工作物を設置したとき

オ：協定を継続しがたい重大な背信行為があったとき

### 1.4 引継ぎ

教育・保育の内容及び運営業務の円滑な引継ぎの実施のため、令和4年度を引継ぎ期間とし、当該保育園の運営に参画し、引継ぎを受けるものとする。

海津市の会計年度任用職員の引き継ぎについては、別途協議する。

### 1.5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議する。

(参考資料2)

### 今尾認定こども園の現状

幼稚園部	対象児童	3歳～5歳児（就学前）
	教育時間	午前9時00分～午後2時
	休業日	土曜日、日曜日、祝日
	長期休業	・学年始休業（4/1～4/6） ・夏季休業（7/21～8/31） ・冬季休業（12/27～1/7） ・春季休業（3/27～3/31）
	保育料等	◇保育料 0円 ◇給食費 220円／1食（主食40円、副食180円） ◇一時預かり保育料（幼稚園型） 100円／時間
保育部	対象児童	0歳（産休明け）～5歳児（就学前）
	保育時間	◇標準時間認定 午前7時30分～午後6時30分 ◇短時間認定 午前8時00分～午後4時
	休業日	日曜日、祝日
	保育料等	◇保育料 ・未満児 0円～34,500円／月 ※前年度分市民税所得割課税額等により8階層に区分 ・以上児 0円 ◇給食費 270円／1食（主食40円、副食230円） ・土曜利用の場合 副食費 日額50円
その他事業	一時預かり保育（一般型） 1,000～2,800円／回	
その他費用	保護者会費、災害共済給付掛金等	
所管部署	教育委員会 こども課	

## 秋桜こども園の現状

幼稚園部	対象児童	3歳～5歳児（就学前）
	教育時間	午前8時30分～午後2時
	休業日	土曜日、日曜日、祝日
	長期休業	・春季休業（3/27～4/4） ・夏季休業（8/8～8/16） ・冬季休業（12/27～1/7）
	保育料等	◇保育料 0円 ◇給食費 270円／1食（主食40円、副食230円） ◇一時預かり保育料（幼稚園型） 100円／時間
保育部	対象児童	0歳（産休明け）～5歳児（就学前）
	保育時間	◇標準時間認定 午前7時00分～午後6時00分 ◇短時間認定 午前8時00分～午後4時
	休業日	日曜日、祝日
	保育料等	◇保育料 ・未満児 0円～34,500円／月 ※前年度分市民税所得割課税額等により8階層に区分 ・以上児 0円 ◇給食費 270円／1食（主食40円、副食230円） ・土曜利用の場合 副食費 日額50円
その他事業	一時預かり保育、子育て支援、特定教育（体育・学研・英語）	
その他費用	通園バス利用料・傷害保険掛金	
所管部署	社会福祉法人 真人舎	

### ○入園児数の推移

園名	定員	年度（各年度4月1日）									
		H28		H29		H30		R1		R2	
今尾認定こども園	130	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部
		87	8	80	10	71	10	68	5	51	4
		95人		90人		81人		73人		55人	
秋桜こども園	55	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部
		—	—	—	—	11	8	18	12	31	8
		—		—		19人		30人		39人	

※・定員は令和2年度の数值

・秋桜こども園はH30年度より民営化

### ○園の経過年数等

園名	住所	建物構造	竣工年月	延床面積
今尾認定こども園	平田町 今尾4428-6	鉄筋コンクリート 2階建	昭和49年3月 (約46年経過)	841.65㎡ 保育室 7部屋 多目的室 1部屋
秋桜こども園	平田町西島286	鉄筋コンクリート 2階建	昭和52年2月 (約44年経過)	570.37㎡ 保育室 5部屋 多目的室 1部屋

## 石津認定こども園の現状

幼稚園部	対象児童	3歳～5歳児（就学前）
	教育時間	午前9時00分～午後2時
	休業日	土曜日、日曜日、祝日
	長期休業	・学年始休業（4/1～4/6） ・夏季休業（7/21～8/31） ・冬季休業（12/27～1/7） ・春季休業（3/27～3/31）
	保育料等	◇保育料 0円 ◇給食費 220円／1食（主食40円、副食180円） ◇一時預かり保育料（幼稚園型） 100円／時間
保育部	対象児童	0歳（産休明け）～5歳児（就学前）
	保育時間	◇標準時間認定 午前7時30分～午後6時30分 ◇短時間認定 午前8時00分～午後4時
	休業日	日曜日、祝日
	保育料等	◇保育料 ・未満児 0円～34,500円／月 ※前年度分市民税所得割課税額等により8階層に区分 ・以上児 0円 ◇給食費 270円／1食（主食40円、副食230円） ・土曜利用の場合 副食費 日額50円
その他事業	一時預かり保育（一般型） 1,000～2,800円／回	
その他費用	保護者会費、災害共済給付掛金等	
所管部署	教育委員会 こども課	



○入園児数の推移

園名	定員	年度（各年度4月1日）									
		H28		H29		H30		R1		R2	
石津認定こども園	130	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部	保育部	幼稚部
		44	33	27	37	25	30	35	21	40	13
		77人		64人		55人		56人		53人	

○園の経過年数等

園名	住所	建物構造	竣工年月	延床面積
石津認定こども園	南濃町 太田854-1	鉄筋コンクリート 2階建	昭和55年3月 (約40年経過)	1,492.00㎡ 保育室 9部屋 多目的室 1部屋

# 海津市内認定こども園配置図

